

2005年10月7日、東京海上日動火災保険株式会社は、突然、外勤社員制度（同社では契約係従業員制度が正式名称、リスクアドバイザー（RA）と呼称）を廃止すると通告してきました。東京海上日動火災は、東京海上と日動火災が2004年10月に合併して発足し、現在、総資産、収入保険料とも2位以下を凌駕する損保トップカンパニーです。外勤社員制度は、日動火災の保険募集の主力として、保険を直販する正社員として長年続いてきた制度です。本人達は、保険募集に従事する職務・地域限定の労働契約を会社と結び、ゼロからスタートしてコツコツとお客様との関係を築き、自らの生計も安定させ、定年後は代理店として生活をしていくという一生を送ります。したがって外勤社員制度廃止は、本人達にとっては「解雇」と同じことです。合併後わずか1年で突然通告された外勤社員制度廃止。損保トップカンパニーが、もっと儲けたいと外勤社員を会社から切り捨てるという身勝手な雇用破壊なのです。

《画期的な東京地裁全面勝利判決》

会社は、2007年7月に制度を廃止すると言い、会社を退職して代理店に「転進」するか、大半を代理店に出向させて大幅な賃下げを押し付ける「継続雇用」を取るか、の選択を迫り、従わなければ解雇を検討すると脅しました。全損保日勤外勤支部は、希望者全員の外勤社員としての雇用継続を要求して団体交渉を重ねましたが、会社は制度廃止は通知事項、従わなければ解雇を検討するという強行姿勢をあらわにしたため、2006年2月2日、組合員35名が東京地裁に提訴しました(*)。提訴内容は、会社が制度廃止をするという2007年7月以降も外勤社員（契約係従業員）としての地位にあることを確認する地位確認訴訟です。会社は、裁判と並行して代理店「転進」募集などの手続を進め、当初921名いた外勤社員は850人以上が泣く泣くやめさせられていきました。しかし、全損保日勤外勤支部は粘り強くたたかい、2007年3月26日、東京地裁で全面勝利判決をかちとりました。東京地裁判決は、7月に予定される制度廃止・それに伴う人事異動の発令を事前に差し止める画期的な判決で、外勤社員が職種限定契約であること、「継続雇用」の賃金が極めてひどい不利益変更を押し付けることなど、原告の主張を採用し、制度廃止には正当な理由はないと判示しました。

*現在、外勤社員は68名、うち、全損保組合員が51名、原告46名です。

《早期全面解決めざして》

全損保は、このたたかいを全面的に支援し、東京地裁判決直後からは「勝利判決を守らせ、全面解決を決断させる2週間総行動」を展開しました。会社は不当にも判決翌日に控訴しましたが、原告について、控訴審判決まで、制度廃止を前提とした人事異動発令を保留せざるを得ませんでした。しかし、全面解決は決断させておらず、高裁判決を待たずに全面勝利解決をかちとるため、現在、6月の株主総会を山場に「手渡し&ポスティング50万枚ピラ」ととりくみ、株主総会前には「1週間総行動」を計画しています。金融3争議の共同で何としても早期に全面勝利解決をかちとる決意です。